時事新報

第千二百十六號　明治十九年三月六日　土曜日
舊丙戌二月朔日(乙丑)
日出午前六時二十五分　日入午後五時五十八分
月出午前六時二十八分　月入午後六時十八分
滿潮午前六時十八分　午後六時三十四分
(西暦一千八百八十六年)

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○全二圓但シ東京府下ハ郵便税ヲ要セズ(但シ本社ヨリ直接配達スルモノハ此限ニアラズ)
從前奈川至小田原驛、函根七湯、大坂、京都、大津、神戸、馬ノ道、福山、豊岡、岡山、廣島、和歌山、徳島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、大宮、熊谷、浦和、水戸、松本、久喜、鎌倉、千葉、登戸、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋
其各所地近傍宜シク個所ハ同シク郵便料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至三十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自三十一行至五十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
五十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

朝鮮事情

日本と朝鮮との交際は其由來甚だ久しく明治九年に日韓修好條規の成りし以來は一層親密の關係を増したりといへども日本人が眞實に朝鮮の交際を重んじ世界の人も亦漸く其眼を朝鮮國に注いで朝鮮の事如何といふ事の世の問題と爲るに至りたるは明治十五年京城にて大院君の變亂ありし以來の事にして爾來日本人も大に朝鮮の事に注意して敢て怠ることなく以て明治十七年に至りまた同年十二月京城にて金玉均の變亂あり其關係の廣大なるは前年大院君の亂に幾倍し其結果としく日本支那朝鮮三國間に一大戰爭を惹起すの勢と成さんとしたる程ありし何故か此以來は日本人が朝鮮の事を視ること前日の如く熱心ならず問ふ或は注意を怠りて不時の風聲鶴唳に可惜肝を潰すが如き事跡のあきにしもあらず我輩の甚だ遺憾とする所なり近日我輩の接手したる京城二月十一日發の通信と見るに中ゐ我輩れ未だ聞知せざる詳細の事情を説くれ箇處甚ぶ多ゑ是を元と爲信者一個れ意見なれば其事實に相違するやせざるやは敢て保すべからざると勿論なりといへども參考の一助と爲すに足るものと信ずるがゆゑに左に其全文を掲ぐ

朝鮮には當時政事上の黨與と稱すべき程のものなし國王始め閔氏の一族及びこれに附從して目前の榮利を僥倖する人々の如きは皆其内心に支那を嫌忌し自主獨立と欲するの傾向あり然れども兎角日本に對して疑惑を抱き殊に金玉均を畏ること最も甚ぶしきよりして尚ホ斷然支那の干渉を拒絶するの勇氣なし京城在留れ米國代理公使ホールク氏は武人なり其識見着實にして人を驚かすことなり近日京城在留支那の總理交渉通商事宜袁世凱が朝鮮政府中に跋扈するを見て傍觀に堪へずやありけん一日外衙門に出頭して大に袁氏の専横を非難せり國王以下獨立主義の人々はこれを聞これを憂慮し目下朝鮮國が止むを得ざるの事情より支那に依頼するは決して國家の幸福にあらずして却て大に國の獨立の爲めに甚だ不利益なるを論じ〇袁氏の専横に依頼するも其實は幸福にては此種の論を述ぶるとは實に驚くべき此樣子にては朝鮮政府が近く〳〵我外交の方針を變じ米國の助力して彼等を擧げて國ゐ入れんとするやも測り難しとて大に心配せり是等は實に馬鹿らしくも又氣の毒にて殆んど傍觀に堪へざる次第なり左れば金玉均朴泳孝等は本國と亡命したる一個の浪人にして金もなく勢力もなく決して恐るゝに足るものゐあらざれ列に近時れ國交際は往昔のものと同じからず日本にもあき米國にもあれ此等亡命人ゐ助力して兵を朝鮮ゐ出すなどれ事は萬々あるべからず好しや萬一ゐれありとそるも斯る大事ゐ臨めば英國あり露國なりこれを環視して默すべきにあらず必ずこれに干渉して妨害を加ふべしとの事と朝鮮の上下一般として十分に悟らしむるにならざれば國王以下が今の浪人を恐れ支那ゐ依頼するれ主義と一變するゐと六かしからん然るに惜いかな國王以下朝鮮政府の人々が日々往來交際する外國人は支那人最も多く又その常に閲讀そる新聞紙は漢字新聞にて何れも皆支那地方より來り其論説記事ともゐ兎角日本及び英米等の國々と疎んじて支那と信せしめんとする筆法のもれ多く前日金玉均が日本兵と率ひて朝鮮に攻來るとの風説當地に流行して是れを疑ふ者少なりりしと見ても聊か其平日を知るに足るべし此京城内ゐい各國公使領事を始め世界れ事情に通ずる外國人少なからずといへども誰一人ありて朝鮮政府が支那人の術中に陷りて浪人を恐れ日米諸國と疎んじ獨り支那に依頼せんとするれ非を辨じ今れ國交際れ眞情を説明せんとする者なし蓋し此人々たりとて忠實の志なきにはあらず唯朝鮮政府として一たび大ゐ悟らしむるの方法なきに當惑し居るのみ然れども果して遂に其方法なく大ゐ悟る時もなしとすれば政府中果して自主獨立を欲するの心ありて又其黨與ありとするも全くこれなきゐ等しく唯身の危險を空ゐ掛念して只管支那に依頼せんとする所謂支那黨なる者のみ滿朝の勢力を一手に占むべきは自然の勢なりさきど現今の執政黨とす但し支那は今日こそ朝鮮人の無智に乘じて謀略と逞くし未だ其馬脚を露はさずといへども一昨年佛清葛藤の如き事ありて一朝外國と釁を開くか又は十八省中に内亂れ起るりあどいふやうの場合に當れば支那の勢力れ全く朝鮮ゐ及ぶこと能はず朝鮮も亦孤立自から支もると能はざるを知り忽ち他の外國に依頼するの策ゐ出るならん此の時に至れば又先例の如く必ず外國に依頼する者と豫定さ置きて相違なるまじ國王以下今の所謂支那黨なるものが昨年以來外國ゐ對するの擧動を察そるゐ尚は聊か人の耳目と掩るの趣ありといへども親密の交際を維持せんと勉むるの跡は掩ふべからざるものあるなり故に今れ執政黨ゐして永く權力と失はず一朝支那の事變に遭遇することならば必ず變じて露國黨となるゐ相違あるべし若し此黨者にして或る知るべからざるの事情に妨げられ全く水泡に歸して了るまともあらば獨り朝鮮のみならず東洋一般は不幸なるべし

朝鮮政府中にも眞實無妄中心よりして支那に依頼して國と保たんとそる底の人なきにあらず外衙門督辦金允植の如き一派の人々即ち是なり此一派中にて金允植と魚允中とは日本其他諸外國の事情ゐも通ぶ朝鮮は迚も自立するゐと六かしと覺悟してさてこそ支那に依頼せんと決心したるものなきども其餘の人々は一心儒學を信崇して世界を知らず固陋短見只管支那と尊んで餘念なき者あり金晩植などの如きは其一例ならん此れ等の人々は別に黨をなすにもあらず互ゐ相往來するにもあらず今の社會に容れられもして甚だ無力なり唯金允植、魚允中の兩人は純粹支那主義の人なりとて國王の信任なしといへども何は顯官ゐ在るを得るは支那人が此兩人を信ずるゐと最も厚きがゆゑなり魚允中が過般漢城右尹の職ゐ任ぜられたるれ全く袁世凱の推薦に由るとんへり(以下次號)

官報

○勅令第二號續

海軍省

第一條　海軍大臣ハ海軍軍政ヲ管理シ軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ監督ス○第二條　海軍省職員ハ翻譯官ヲ除クノ外武官ヲ以テ之ニ補ス其文官ヲ任用スルトキハ各省通則ニ依ル○第三條　海軍大臣官房ニ秘書官五人ヲ置キ通則ニ掲クルモノ、外傳令使二人ヲ置ク○第四條　海軍省ニ總務局ヲ置キ大臣官房ニ於テ省務ヲ整理ス○第五條　海軍大臣官房ハ通則ニ掲クルモノ、外左ノ事務ヲ掌ル　一、通則ニ依リ各省總務局往復課ノ所掌ニ屬スル事項　二、訓令指令及告示ニ關スル事項　三、軍艦軍隊ノ進退ニ關スル事項　四、滿期下士文官採用ニ關スル事項　五、飛信傳送ニ關スル事項　六、省中海外電報ニ關スル事項　七、通則ニ依リ各省總務局記錄課ノ所掌ニ屬スル事項　八、通則ニ依リ各省報告課ノ所掌ニ屬スル事項○第六條　海軍省ニ書記官及參事官ヲ置カス○第七條　海軍省ニ翻譯官三人ヲ置ク奏任トス○第八條　海軍省各局中各課ニ課僚一人又ハ二人ヲ置キ課務ヲ掌ラシム課僚ニ限リ文官ヲ以テ之ニ充ルコトヲ得ス○第九條　海軍省中左ノ諸局ヲ置ク　軍務局　總務局　會計局○第十條　軍務局ニ將校課准將校課兵員課及法規課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム○第十一條　將校課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、將官會議職員ニ關スル事項　二、將校少尉補ノ任官進級増俸敍勳及職課命免其他身分ニ關スル事項　三、將校少尉補ノ教育及演習ニ關スル事項　四、兵學校ノ學務及其生徒ノ召募教育試驗入退校ニ關スル事項　五、檢閲使ニ關スル事項　六、造船會議兵器會議職員ニ關スル事項　七、將校少尉補ノ履歷名簿ヲ整頓シ其定員現員ヲ調査スル事項　八、將校少尉補ノ停年名簿ヲ調整スル事　九、武官名簿及停年名簿ヲ編纂スル事項　十、將校少尉補ノ著書譯書ニ關スル事項　十一、將校少尉補ノ進退黜陟増減ニ關スル報告統計ヲ整理スル事○第十二條　准將校課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル　一、准將校及機關士軍醫士主計ノ三補幷機關工上長看護手以下ノ任官増俸進級敍勳及職課命免其他身分ニ關スル事項　二、前項ニ掲クル諸員ノ教育ニ關スル事項　三、機關校學校軍醫學舍主計學舍ノ學務及其生徒ノ召募教育試驗入退校ニ關スル事項　四、准將校候補者ニ關スル事項　五、准將校三補機關工上長機關工長ノ名簿履歷ヲ整頓シ第一項ニ掲クル諸員ノ定員現員ヲ調査スル事　六、准將校三補機關工上長機關工長ノ停年名簿ヲ調整スル事　七、准將校及三補ノ著書譯書ニ關スル事項　八、第一項ニ掲クル諸員ノ進退黜陟増減ニ關スル報告統計ヲ整理スル事　九、文官ノ履歷名簿ヲ整頓スル事　十、文官敍勳ニ關スル事項　十一、技術官工夫ノ教育ニ關スル事項(以下次號)

○閣令第二號　各官廳

歳入出豫算條規第四條ニ據リ本月五日マテニ十九年度豫算決定スヘキノ處官廳廢合ニ係ル經費繰替等ヲ要スルカ爲メ右決定ヲ延期ス
明治十九年三月四日

○大藏省令第一號
今般閣令第一號…十九年度ヨリ當…
明治十九年…

○敍任　明治十…
任會計二等副監…
任撿事
任遞信省司撿官　愛…
○明治十八年十…
任領事
○辭令
瑪港兼轄被仰付…
文書課長被仰付…
往復課長被仰付…
報告課長被仰付…
記錄課長被仰付…
文書課長被仰付…
監察課長被仰付…
記錄課長被仰付…
往復課長被仰付…
驛遞局第一部長…
驛遞局第二部長…
驛遞局第三部長…
驛遞局第四部長…
電信局第一部長…
電信局第二部長…
第四方面監督被…
○官吏出發　谷…
○新任領事　西…
ト(Sturciso Pessa…)
任せられたる旨…
へ通知ありたる…

雜

○大阪臨時府會…
大阪臨時府會ハ…
府知事は各課長…
知事の解辭議長…
恒岡直史氏高點…
議長兵衞氏が再…
風總太郎氏ろの…
部會常置委員は…
上義介、安井…
昨日の電報に依…
り)及常置委員…
回の臨時會に附…
明治十八年…
一金二千二百七…
内
金千六百九十…
金千二百…
金四百七…
金五百九圓三…
金千六百七圓…
内
金四百七…
同千二百七…
一金一萬二千二八…
内
金三千二…
同九千五…
合計金一萬六千…
内
金十萬六千…
金一圓…
同一…
金五百九圓…
以上議案説明の…